

国住事防第 11 号
令和 8 年 8 月 10 日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長
(公 印 省 略)

建築物防災週間における防災対策の推進について（令和 8 年度秋季）

建築物防災週間につきましては、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和 35 年以来毎年 2 回実施しているところです。

この度、令和 8 年度秋季における建築物防災週間の実施につきまして、下記のとおり定めました。貴職におかれても、本週間の趣旨をご理解いただき、防災意識の高揚のため、建築物の防災対策の一層の推進に取り組まれますようお願いいたします。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願いいたします。

記

1. 実施期間

令和 8 年 8 月 30 日(日)から 9 月 5 日(土)まで

2. 建築物防災週間における取組について

(1) 住宅・建築物の耐震化の促進

わが国では、これまでも、阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめ、多数の大地震が発生しています。令和 6 年能登半島地震においては、旧耐震基準に建てられた木造住宅を中心に大きな被害が発生しました。また、令和 8 年熊本地震でも、ここまでに多数の住家被害が確認されています。今後発生 of 切迫性が指摘されている南海トラフ地震や首都直下地震等にも備えるため、住宅・建築物の耐震化は喫緊の課題となっています。

国土交通省では、令和 7 年 7 月 17 日に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 4 条に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年国土交通省告示 184 号。以下「基本方針」という。）の改正を行うとともに、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の一部改正等を踏まえた住宅・建築物の耐震化促進に向けたさらなる取組のお願い」（令和 7 年 7 月 17 日付け事務連絡）において、住宅・建築物の耐震化の一層の促進に向けて、各地方公共団体に取り組んでいただきたいことをお示ししています。

また、令和 8 年 3 月 27 日に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）においては、基本方針と同様の目標設定をするとともに、当面 10 年で取り組む施策の方向性として、住宅の耐震化に向けた取組の更なる推進を掲げています。施策例では、住宅の耐震化を進めていく上では、耐震改修、建替えのほか除却や住替え、省エネ改修やバ

リアフリー改修の機会を捉えた耐震改修、段階的な耐震改修の実施等の普及に関する取組を行うことも考えられることから、「耐震性が不十分な住宅における耐震改修・建替え・除却、耐震性を備えた安全な住宅への住替えの促進」、「やむを得ず本格的な耐震改修等を行うことができない場合でも、地震からのリスクを低減する方策の普及の推進」、「耐震改修と併せた断熱改修等のリフォームの促進」を位置付けています。

さらに、昨今の物価高騰を踏まえ、令和7年度補正予算において、耐震診断等に係る補助限度額の引き上げを行うとともに、公共交通の利用が困難な地域に立地する耐震性のない住宅を除却し、まちなかへの移転を促進するため、令和8年度予算において、除却と移転をセットで支援するメニューを創設しました。加えて、令和8年度税制改正において、既存住宅のリフォームに係る特例措置については、所得税が3年間、固定資産税が5年間延長され、耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられる建築物の耐震改修に係る特例措置については、固定資産税が3年間延長されました。

なお、住宅所有者・管理者が耐震診断や耐震化に取り組んでいただく機運を醸成するため、国土交通省では、令和8年度に普及啓発動画の作成やインターネットを活用した広報などにより、令和7年度に続き全国的な広報を展開する予定です。

各地方公共団体におかれては、住宅・建築物の耐震化をさらに促進するため、基本方針の改正内容や事務連絡を踏まえて、同法第5条及び第6条に基づく耐震改修促進計画の必要な見直しなど同法の適確な運用を図るとともに、地域の実情に即した対策を実施できているか再点検いただき、耐震診断・改修の実施につながるよう、さらなる普及啓発、補助制度の充実、税制・融資も含めた支援制度の積極的な周知をお願いします。

また、耐震性が不十分である住宅・建築物の所有者に対し、基本方針及び「耐震改修に関する指導及び助言について」（令和2年5月29日付け国住指第563号）を踏まえ、積極的な指導及び助言をお願いします。

（２）大規模地震・火災対策の推進等

本年6月12日に変更の閣議決定がされた「首都直下地震緊急対策推進基本計画（令和8年6月12日閣議決定。以下、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」といいます。）」では、被害の最小化に向け、建築物の耐震化や老朽化対策等の一層の推進が求められているところです。地震火災による被害についても、木造住宅密集市街地が広域的に連担している地区を中心に大規模な延焼火災に至り、家屋被害と人的被害が拡大するおそれがあることから、以下の推進をお願いします。

なお、こうした取組は首都直下地震の被害想定区域に限らず、全国各地における地震災害等のリスクの低減に資するものです。各地域の実情を踏まえた防災・減災対策についても併せて推進いただくようお願いします。

① 建築物が密集する地域における防災対策の推進

防災・居住環境上の課題を抱えている密集市街地の早急な改善整備は喫緊の課題です。令和7年11月に大分県大分市で発生した大規模火災の被災地域は、高経年の木造建築物等が密集した住宅市街地であり、狭あいな道路が多く消防車両の進入経路が限られるなど、潜在的な延焼拡大の危険性や消防活動の困難性の高い場所となりました。

国土交通省は本火災を受け、消防庁と共同で検討会を開催し、密集市街地における大規模火災に対する今後の消防防災対策のあり方について令和7年3月に報告書を

とりまとめるとともに、「密集市街地の整備改善について」（令和 8 年 3 月 27 日付け国都安第 127 号、国住整第 197 号、国住市第 174 号）を発出しました。

各地方公共団体等におかれては、地域住民等の理解を得ながら、避難路や延焼遮断帯となる道路の整備、公園等のまとまった空地の確保、共同建替や個々の住宅の建替え等による建築物の不燃化・耐震化、老朽建築物の除却等を推進するとともに、大規模な延焼火災が発生する可能性が高い地域がないか、改めて確認いただくようお願いします。

また、地震時管制運転装置の設置率については、首都直下地震緊急対策推進基本計画の緊急対策区域（都県）において、令和 17 年度までに設置率を 70%とすることを具体目標として掲げているところ、エレベーターの閉じ込め防止のための建築物の所有者における地震時管制運転装置の設置等の地震対策、早期に閉じ込めの救出がされるようにするための閉じ込め救出の担い手の確保等の体制強化、建築物の所有者や管理者における簡易トイレや非常用飲料水等を備蓄した防災キャビネットのエレベーター内への設置等の取組を促進するための周知啓発をお願いします。

なお、密集市街地の整備改善のためのハード・ソフト対策や、大規模な延焼火災が発生する危険性が高い地域の確認のために必要な調査、地震時管制運転装置の設置については、防災・安全交付金等の支援制度を活用することが可能です。

②大規模地震発生時の火災予防（感震ブレーカーの設置促進等）について

大規模地震発生時には、消火活動が十分に実施できない場合も想定され、火災が発生すると市街地を巻き込む大規模地震火災に発展し、大きな被害をもたらすおそれがあります。このため、地震時の火災発生への備えとして、住宅の耐震化はもとより、感震ブレーカーや住宅用火災警報器の設置など出火防止対策も併せて行うことが必要です。

首都直下地震緊急対策推進基本計画では、「各主体が総力を挙げて、都心南部直下地震で想定される死者数及び建築物の全壊・焼失棟数をそれぞれ今後 10 年間で半減以上させることを目指す」こととされたほか、この目標を達成するための様々な施策について具体目標等が掲げられました。

中でも、電気に起因する出火の防止に有効とされる感震ブレーカーについては、令和 17 年までに首都直下地震緊急対策区域において「おおむね設置」を目指すこととされました。

また、令和 7 年 6 月に閣議決定された「第 1 次国土強靱化実施中期計画」では、密集市街地における火災予防・被害軽減等の一環として感震ブレーカーの設置推進が位置付けられており、「著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する地方公共団体のうち、感震ブレーカーの設置に係る計画で定めた目標をハード対策と一体的に達成した団体の割合」を令和 12 年までに 100%とすることを目標としています。これらの目標達成に向けて、普及啓発に要する経費については特別交付税措置が講じられており、密集市街地における設置に関する取組については防災・安全交付金等や消防庁補助（著しく危険な密集市街地に限る）の活用が可能であり、積極的な取組をお願いします。

さらに、総務省消防庁においては、住まいの耐震性確保のほか、火災の早期覚知、初期消火、地域での防火対策等の地震火災を防ぐチェックポイントを公表していますので、参考にするとともに、建築部局と消防部局の連携に努めるようお願いいたします。

(参考)

・火災予防啓発映像「地震火災 ～あなたの命を守るために出来る事～」の制作・発表（消防庁）
<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/7d6dffa79f176b38e1891cb3ffb3b0ff589ba32b.pdf>

（３）狭あい道路に関する課題解決に向けた取組の推進

近年、糸魚川市、輪島市、大分市と市街地大規模火災による被害が続いており、いわゆる狭あい道路問題が改めてクローズアップされています。地域の防災安全性向上のため、狭あい道路沿道の、防耐火性能の低い老朽木造建築物の建替えや空き家の除却等に合わせて、セットバック等により道路を拡幅したりするなど、避難行動、救助・消火活動等の円滑化・安全確保を進める必要があります。

国土交通省では、地方公共団体の取組のさらなる推進や好事例の横展開を目的として、狭あい道路に関する課題解決に向けた制度構築や事業実施の望ましいあり方、先進的な取組事例等を示すガイドラインを策定しています（令和６年３月）。これを参考に、指定道路図や指定道路調書の整備を計画的に進めるとともに、重点的に進めるべき路線や地域を定めて取組を強化するなど、狭あい道路の解消・地域の防災安全性の向上をより一層図るようお願いします。

こうした取組に対し、「狭あい道路情報整備モデル事業」（重点地域・路線における整備方針の策定に係る実態調査や専門家派遣等について10/10補助）、「狭あい道路整備等促進事業」（セットバックに要する費用（測量、分筆・登記、用地取得、道路舗装等）等について支援）の活用が可能ですので、その積極的活用をご検討ください。

（４）住宅などの窓及びベランダからの子どもの転落事故防止

住宅などの窓及びベランダから子どもが転落する事故が発生しています。このような子どもの転落事故に関し、消費者安全調査委員会が消費者安全法に基づき事故等原因調査報告書をまとめるとともに、国土交通大臣に対しい対策の実施を求める意見が示されました。これを受け、地方公共団体及び住宅・不動産・建設関係団体に対し「住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故への対応について」（令和７年６月２７日付国住指138号、国住参マ107号）にて、ガイドラインや支援策などの周知をお願いしているところですが、改めて積極的な周知をお願いします。

また、本年５月に開催された第164回消費者安全調査委員会において、住宅の入居者への周知を促進することを求められておりますので、市民向けの広報等において、消費者安全調査委員会発行のチェックリストなどの積極的な周知をお願いします。

(参考)

・住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故（消費者庁）
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_025

（５）建築物及び昇降機等事故の再発防止

建築物や昇降機等における事故が発生しています。令和８年の上半期には別表に記載の事故について特定行政庁より報告がありました。このような事故の再発防止のため、遊戯施設の保守点検において、回転機構や伸縮機構を持つ遊戯施設については、当該遊戯施設の機構を理解した上で十分に注意して行うよう指導をお願いします。

なお、事故情報を把握された場合は、必要に応じて、事故情報の確認や再発防止等の指導等を行うとともに、「建築物及び昇降機・遊戯施設に係る人身事故等の情報提供について」（令和７年１０月３１日）に記載の事故に該当する場合は、国土交通省への情報提供をお願いします。

これまでの特定行政庁等より報告のあった事故の概要については、国土交通省ホームページで公表するとともに、事故の事例や対策を整理したものを国土技術政策総合研究所にて公表しています。

(参考)

・建築物等の事故の概要（国交省）：

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000037.html

・建物事故予防ナレッジベース（国総研）：

<https://www.tatemonojikoyobo.nilim.go.jp/kjkb/>

また、東京都港区で発生したようなエレベーター事故を繰り返さないためには、戸開走行保護装置を設置することが重要です。令和6年度に定期報告のあったエレベーター約78万台のうち、約4割に当たる31万台に戸開走行保護装置が設置されていますが、依然として、約6割のエレベーターには戸開走行保護装置が設置されていない状況です。

各地方公共団体におかれては、所有する建築物のエレベーターには率先して戸開走行保護装置を設置するとともに、戸開走行保護装置が設置されていない民間建築物のエレベーターの所有者等に対しては、保守・点検、定期検査・報告等のあらゆる機会を捉え、早期設置について働きかけをお願いします。

※令和8年1月28日報道発表「エレベーターへの戸開走行保護装置の設置率は4割」

(https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_001113.html)

（6）防災査察の実施

防災査察の機会を捉えた是正指導については、適正な維持保全による建築物の安全性を確保するため、定期報告書が提出されていない建築物等を中心に、特定行政庁の職員により、現地において建築物等の状況を調査し必要な指導を実施するなどの取組の推進をお願いします。

（7）住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動

所有者・管理者の方への建築物防災週間の理解を深めるため、パンフレットの作成・配布、地方公共団体の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS等を利用して、広報活動を展開し、各事項及び耐震診断、耐震改修等に係る各種補助事業等について、積極的な普及啓発をお願いします。

（8）関係部局及び関係団体との連携

建築物防災週間の実施にあたっては、消防や警察、環境、福祉等の関係部局及び建築関係団体等と連携・協調し、十分な効果を上げるようお願いします。

3. その他防災・安全確保に関する取組について

2. に示す取組のほか、建築物の防災対策に関する取組を【別添】に記載していますので、建築物防災週間における取組の参考としてください。

4. 問い合わせ先

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築物事故調査・防災対策室 伊左治

電話 03-5253-8111（内線 39577）

(参考) 建築物の防災対策に関する取組

(1) 住宅・建築物の耐震化

○住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進

令和 6 年能登半島地震における住宅・建築物の倒壊等の被害を踏まえ、住宅金融支援機構の「リ・バース 60」を活用した高齢者向けの耐震改修融資の無利子化・低利子化^{※1}を行っています。また、耐震化の啓発に関する地方公共団体の優良な取組事例等を紹介する「木造住宅の安全確保方策マニュアル」を策定・公表^{※2}しています。さらに、平成 12 年以前に建築された木造住宅を中心に耐震性を検証する方法として「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」が公開^{※3}されています。

耐震診断義務付け対象建築物については、建築物耐震対策緊急促進事業（住宅・建築物防災力緊急促進事業）により引き続き重点的に支援を行うことができるよう、令和 8 年度当初予算において、事業期間を令和 12 年度末まで延長しました。

住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進に向けて、これらの制度等の積極的な活用及び周知をお願いします。

※1 (https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/yushihoken_revmo/index.html#taishin)

※2 (<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001760099.pdf>)

※3 (<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/srportal/woodenhouse/8100-2/>)

○天井などの非構造部材の耐震対策の推進

天井や内外装壁などの非構造部材については、これまでの地震でも天井板や内外壁の落下、ガラスの被害等が見られています。これら非構造部材の被害防止のため、既存建築物の非構造部材の耐震診断指針等の積極的な周知をお願いします。

特に、既存不適格の特定天井については、地震時の天井脱落による重大な危害を防止するため、住宅・建築物安全ストック形成事業の積極的な活用及び周知をお願いします。

○長周期地震動対策の推進

「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について（技術的助言）」（平成 28 年 6 月 24 日付け国住指第 1111 号）の 3.(1)のとおり、各特定行政庁におかれては、長周期地震動の影響が比較的大きいと考えられる区域内（関東地方、静岡地方、中京地方及び大阪地方）の既存の超高層建築物等が管内に存在する場合には、対策の周知及びフォローアップをお願いしているところです。診断や改修設計、改修工事について、建築物耐震対策緊急促進事業^{*}が活用可能ですので、積極的な周知をお願いします。

※ (<https://www.taishin-shien.jp/>)

○建築物に附属するブロック塀等の安全対策の推進

地震による塀の倒壊は、死傷者を生じさせるおそれがあるばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障をきたすおそれがあり、その安全対策は極めて重要です。

各地方公共団体におかれては、防災査察などにより、通学路をはじめとした避難路等の沿道にあるブロック塀等の実態を把握し、住民の避難等の妨げとなるおそれの高いものについては、所有者等への啓発をお願いします。また、地域の実情に応じた耐震診断義務付け、ブロック塀等の耐震診断、改修、撤去等に係る補助制度の充実及び積極的な周知をお願いします。

○建築物に係る機能継続の確保

大地震時に防災拠点等となる建築物については、地震発生後の建築物の使用継続性、復旧復興容易性等を確保することが重要です。各地方公共団体におかれては、「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」及び事例集等の活用と積極的な周知をお願いします。

(参考)

・防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン検討委員会（国交省）：

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000088.html

(2) 防火対策の徹底

○既存不適格建築物等の安全性確保に向けた対応

令和 3 年 12 月 17 日に大阪市北区で発生したビル火災では、唯一の避難経路である階段付近から出火し、多くの在館者が逃げ遅れたことで、多数の人的被害が生じました。火災建物は昭和 44 年に着工しており、建築時において 2 以上の直通階段の設置等が求められていなかったと考えられること等を踏まえ、国土交通省では、「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」（令和 4 年 12 月 16 日付け国住指第 349 号別紙）（令和 6 年 4 月最終改訂）

を策定しています。

各特定行政庁におかれては、同ガイドラインに基づき、直通階段が一つの建築物等の安全性確保について取組の推進をお願いします。なお、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第69号）において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の7第1項に規定する既存不適格建築物の増築時等における遡及緩和の対象に、避難関係規定が追加されています。本改正は令和6年4月1日に施行しており、2以上の直通階段に係る既存不適格建築物において小規模な増改築等を行う場合には、現行基準に適合するため直通階段を増設する措置等のほか、避難の安全上支障とならないものとして同ガイドラインに記載するこれに準じた措置（退避区画の設置）を講じることが許容されています。

また、既存建築物の防火上・避難上の安全性確保を図るための火災安全改修について、建築物火災安全改修事業が活用可能ですので、積極的な活用及び周知をお願いします。

○用途変更等に係る建築確認手続き違反への対応

平成30年1月に北海道札幌市の寄宿舎において発生した火災により、死者11人、負傷者3人の犠牲が生じました。当該寄宿舎は建築基準法に基づく建築確認申請を行うことなく用途変更等を行った疑いがあること等に鑑み、建築、大規模の修繕・模様替え、用途変更等を行ったことにより建築基準法令違反となっている建築物について、指導の徹底を図るようお願いします。

また、類似の火災の発生を防止するため、「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について」（平成30年3月20日付け社援保発0320第1号、老高発0320第1号、消防予第86号、国住指発第4678号）に基づき、消防部局及び福祉部局と情報共有を図るとともに、連携して指導の徹底を図るようお願いします。

なお、同通知においては、福祉部局による訪問調査時の防火点検事項（同通知別紙2）を示したところですが、助言等の対象となる施設の選定の適切な実施について福祉部局との連携を図りつつ、効果的な指導を行うようお願いします。

○学校における防火安全対策等の徹底

令和8年6月19日に東京都北区の小学校において校舎から出火し、複数の児童及び教職員が負傷する火災事故が発生しました。

各特定行政庁におかれましては、学校安全主管部局等において学校保健安全法及び同法施行規則に基づく毎学期1回以上の定期的な安全点検に加え、必要な場合は臨時の安全点検の実施も検討されることから、必要に応じて協力いただきますようお願いします。もとより、学校における防火避難上の安全性の確保に向けて、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項から第4項までに基づき建築物の敷地、構造及び特定建築設備等（建築設備及び防火設備）における通常の定期的な調査・検査及び点検の徹底をお願いします。

また、学校における児童生徒等の安全の確保の観点から、防火安全対策以外にも、建築物に附属するブロック塀等の安全対策、既設エレベーターの戸開走行保護装置の設置、エレベーターの適切な維持管理、体育館のような大規模空間を持つ建築物の吊り天井の脱落対策など、学校にも関連するこれまでの通知も踏まえ、対応の徹底をお願いします。

（3）建築物の風水害対策の促進関係

○建築物の水災害対策の推進

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化していることに対応し、各水系で重点的に実施する治水対策の全体像をとりまとめた「流域治水プロジェクト」が、全国109の一級水系、約600の二級水系で策定・公表されています。

被害対象を減少させるための対策として、よりリスクの低い区域への居住、都市機能の誘導や住まい方の工夫等による居住地の安全対策に取り組むことが有効です。各水系流域自治体の住宅・建築部局におかれては、「流域治水協議会」へ参画するなど、都市・まちづくり部局や河川部局等との協働による施策の具体化・実践を図るとともに、地域の住民等への「流域治水プロジェクト」の情報提供や普及啓発をお願いします。

また、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づく浸水被害防止区域の指定により開発規制、建築規制を措置することも可能です。災害危険区域や浸水被害防止区域の指定により既存不適格等となった住宅・建築物の改修については「災害危険区域等建築物防災改修等事業」が、また、上記の区域等から安全な区域への移転については「がけ地近接等危

険住宅移転事業」が活用可能ですので、積極的な活用及び住民等への周知をお願いします。なお、「災害危険区域等建築物防災改修等事業」については、令和7年度補正予算において、防災改修に係る補助事業額の引き上げを行っています。

さらに、令和8年度当初予算において、大規模水害が想定される住宅市街地における水害対策を総合的に支援する「住宅市街地総合整備事業（水害対策型）」を創設したところです。本事業においては、避難路・デッキなどの水害からの「緊急避難対策」、水が引くまでの数日間を緊急避難先で過ごすための「一時滞在対策」、住宅・建築物の被害を軽減するための「浸水対策」、水害対策の普及啓発等の「ソフト対策」を支援可能です。各地方公共団体等におかれましては、管内の水害リスクを踏まえ、補助制度の創設について検討をお願いします。

くわえて、建築物における電気設備の浸水対策については、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」の活用と積極的な周知をお願いします。

○建築物の強風対策の推進

近年の台風被害を踏まえ、瓦の緊結方法に関する告示(昭和46年建設省告示第109号)を改正し、令和4年1月1日に施行しています。既存の住宅等で屋根の耐風性能が十分でないものは強風時に周囲の建築物に被害を及ぼすおそれがあるため、同告示に基づく強風対策の周知をお願いします。なお、同対策は地震時の屋根瓦の飛散防止としても寄与するものであることも併せて周知をお願いします。

告示基準に適合しない屋根の改修工事については、住宅・建築物安全ストック形成事業等が活用可能ですので、積極的な活用及び周知をお願いします。なお、同事業については、令和7年度補正予算において耐風診断及び耐風改修に係る補助限度額の引き上げを行っています。

○建築物の耐雪対策の推進

平成26年2月の豪雪被害を踏まえて、緩勾配屋根を有する建築物の構造計算に関する告示(平成19年国土交通省告示第594号)を改正し、平成31年1月1日に施行しています。これにより多雪区域以外の区域にある建築物についても、大スパン、緩勾配等の屋根を有する場合には、積雪後の降雨を見込んで割り増した積雪荷重により構造計算を行う必要があります。

雪が少ないとされている地域(多雪区域以外)も含め、既存建築物の耐雪改修工事については住宅・建築物安全ストック形成事業が活用可能ですので、積極的な活用及び周知をお願いします。なお、同事業については、令和7年度補正予算において耐雪診断及び耐雪改修に係る補助限度額の引き上げを行っています。

○土砂災害防止対策の推進

近年の豪雨災害では、土砂災害による多数の死者を伴う甚大な被害が発生しています。建築基準法施行令第80条の3においては、土砂災害特別警戒区域において、居室を有する建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分については、土砂災害により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いること等が規定されていますので、同区域の指定により既存不適格となっている建築物の所有者等に対し、改修等の必要性の周知をお願いします。

同区域の指定により既存不適格となる建築物の改修については「住宅・建築物安全ストック形成事業」が、また、同区域から安全な区域への移転については「かけ地近接等危険住宅移転事業」が活用可能ですので、積極的な活用及び住民等への周知をお願いします。なお、「住宅・建築物安全ストック形成事業」については、令和7年度補正予算において土砂災害対策改修に係る補助限度額の引き上げを行っています。

(4)エレベーター等の安全対策の推進

○戸開走行保護装置の設置等の促進

既設エレベーターへの戸開走行保護装置の設置については、住宅・建築物安全ストック形成事業、住宅・建築物防災力緊急促進事業が活用可能ですので、積極的な活用及び周知をお願いします。なお、同事業については、令和7年度補正予算において防災対策改修工事費に係る補助限度額の引き上げを行っています。

また、対応する戸開走行保護装置の開発が遅れている等のやむを得ない事情により、戸開走行保護装置を当面設置することが難しいエレベーターの所有者等に対しては、設置までの措置として、ブレーキスイッチや温度ヒューズ等の設置を検討するよう働きかけをお願いします。なお、これらの装置は戸開走行事故の防止には一定の効果がありますが、戸開走行保護装置と比較して十分な対策とは言えないため、ブレーキスイッチ等を設置するのはあくまで戸開走行

保護装置を当面設置することが難しい事情がある場合に限るとともに、ブレーキスイッチ等が設置された場合であっても、引き続き戸開走行保護装置の早期設置について働きかけをお願いします。

なお、令和 7 年 10 月に発生した大阪府大阪市エレベーター事故では、要改善ブレーキ（ブレーキライニング（摩擦材）の摩耗が進行した場合に、正常にブレーキが作動しない可能性がある構造と判定されたブレーキ。以下同じ。）に対して、ブレーキスイッチの取付け、温度ヒューズ又は温度センサーの取付けを改善措置として指導するよう意見がありました。要改善ブレーキが設置されているエレベーターに対しては、上記戸開走行保護装置の設置や、改善措置について積極的に指導をお願いします。

○地震時における閉じ込め防止

平成 30 年の大阪府北部地震においては、346 台の閉じ込めが発生し、729 件の故障・損傷が確認されるなど大きな被害が発生しました。また、令和 6 年能登半島地震においても、閉じ込めが発生しています。地震時における閉じ込めや故障・損傷等への対策として、既設エレベーターの防災対策改修に対する支援については、住宅・建築物安全ストック形成事業等の活用が可能です。なお、同事業については、令和 7 年度補正予算において防災対策改修工事費に係る補助限度額の引き上げを行っています。

各地方公共団体におかれては、公共建築物における対策の実施と、民間建築物に対する補助制度の整備により、地震時管制運転装置の設置やリスタート運転機能、自動診断・復旧運転機能の追加等のエレベーターの防災対策の積極的な推進をお願いします。

また、「公共建築物におけるエレベーターの地震対策の実施について（依頼）」（平成 31 年 4 月 2 日付け国住指第 4294 号）等のとおり、エレベーターのかご内への防災キャビネット設置の推進をお願いします。

○定期報告の的確な実施等

令和元年 12 月 2 日に京都府京都市内で発生したエレベーターの戸開走行事故においては、事故原因となった部品に関して保守点検で把握した異常や、その対応結果を所有者に報告していなかったことから、異常の原因を確認するまでに至らず、事故発生につながった可能性が考えられます。

各特定行政庁におかれては、保守点検で確認した不具合やその対応結果に係る情報を所有者・管理者が漏れなく認識するためにも、定期報告においては、定期検査報告書（別記第 36 号の 4 様式）第三面「昇降機に係る不具合の状況」欄に、保守点検で把握した事象や部品の交換履歴を含めた詳細な対応記録を記載することを徹底するよう、所有者・管理者及び検査者への周知をお願いします。

また、令和 7 年 1 月 24 日には、建築物調査員及び建築設備等検査員の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、もって当該業務の公正かつ適確な実施を確保することを目的として、建築基準法第 12 条の 2 第 3 項の規定に基づき資格者証の返納命令を行う際の基準として「建築物調査員・建築設備等検査員の処分基準」を定めております。各特定行政庁におかれては、調査員等の違法行為等に関する情報を把握した場合には、速やかに調査員等の居住地又は業務地を管轄する地方整備局等への情報提供をお願いします。

○エレベーター等の適切な維持管理

所有者及び管理者が昇降機の適切な維持管理のためになすべき事項、保守点検業者の選定にあたって留意すべき事項等を取りまとめ、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」を策定し、平成 28 年 2 月 19 日に公表しています。この指針は、エレベーター等の利用者に円滑な運行と安全・安心な利用環境を提供できるよう、所有者、管理者、保守点検業者及び製造業者のそれぞれが役割を認識し、適切に維持管理を行うための具体的方策を示すものです。

令和 6 年度に実施した同指針の改訂では、建築基準法等の関係法令の改正を受けた見直しを行うとともに、エスカレーターにおける利用者の転倒などの事故発生時の初動対応として、エスカレーターを速やかに停止させることを明記しました。

各地方公共団体におかれては、所有者及び管理者への積極的な活用の呼びかけと、製造業者及び保守管理業者への周知をお願いします。

○エスカレーターの安全な利用の周知

エスカレーターにおける歩行やカート（ベビーカー、シルバーカー等）の使用は、利用者自身がバランスを崩して転倒する、他の利用者と接触して転倒させてしまう、カートのひっかか

りにより転倒するといった事故を発生させかねない危険な行為です。エスカレーターの利用にあたっては、立ち止まって利用する、手すりを持つ、カートなどを使用して乗らないということが重要です。また、利用者の転倒などの事故発生時の初動対応として、エスカレーターを速やかに停止させることも必要です。

そのため、国土交通省では、関係機関等と連携し、全ての方が安心してエスカレーターを利用できるよう、安全な利用を促す周知活動に努めており、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」においても、利用者に安全な利用を促すことを所有者・管理者の責任として明記しています。加えて、施設側の転倒防止対策などに関する取組例（ベビーカー、シルバーカー等の利用者をエレベーターへ誘導する、エスカレーターの速度を落とす、緊急時に非常停止ボタンを押すなど）をとりまとめたリーフレットを用意しています。

各地方公共団体におかれては、エスカレーターの安全な利用について、積極的な周知をお願いします。

（参考）

・リーフレット（国土交通省・建築物防災推進協議会）

<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/nwcon017/wp-content/uploads/2025/01/4b99f90a5c8892abebe9e30b06f698b8.pdf>

○遊戯施設の適切な維持保全

遊戯施設の維持保全の重要性に鑑み、「遊戯施設の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針」（令和4年国土交通省告示第412号）を令和4年3月31日に公布・施行しています。

各特定行政庁におかれては、遊戯施設の所有者・管理者に対し、当該指針に基づき維持保全に関する準則又は計画を作成し適切な維持保全を実施するよう指導等をお願いします。

○ウォーターシュートの安全対策の徹底

ウォーターシュートにおける事故を防止するため、「ウォーターシュートの安全対策について」（令和3年8月6日付け国住事防第2号）により、水路の水位を適切に保つよう周知しているところですが、令和8年にも、水位の管理不足が原因でボート同士の接触事故が発生しています。

各特定行政庁におかれては、遊戯施設の所有者・管理者に対し、当該通知に基づき、適切な水位管理及び定期的な水位確認が行われるように、運行マニュアルの見直し等の指導をお願いします。

（5）建築物の適切な維持保全の徹底

○建築物等に対する定期報告の徹底

定期報告が実施されていない建築物における事故や、告示に定める調査・検査方法によらずに実施されたおそれのある調査・検査が散見された事態を踏まえ、「建築物・建築設備等に係る定期調査・検査の適切な実施について」（令和元年12月26日付け国住防第7号）にて通知したとおり、定期調査・検査の留意事項や防火設備の定期検査報告の検査及び報告の概要をまとめた所有者等向けのリーフレットを作成し、一層の報告率の向上に努めているところです。

各特定行政庁におかれては、建築物の所有者等に対し、定期報告制度の重要性について広く周知し、適正な定期調査・検査が実施されるよう指導等をお願いします。特に、定期報告がなされていない建築物の所有者等に対しては、法令遵守の必要性、報告期限等について具体的に説明した書面などにより報告の督促、指導等をお願いします。

○建築物等の適切な維持保全等

昨今、老朽化や劣化が一要因となり木造共同住宅の屋外階段や煙突、木造のあずまやが倒壊する事故が起これ死傷者が発生しているほか、外壁や庇の落下事故も毎年一定程度発生しています。また、令和7年9月30日には、擁壁及び家屋が倒壊する事案が発生しました。

各特定行政庁におかれては、管内の建築物の建物の動向やその他の事業を勘案しつつ、共同住宅等を定期報告調査対象に指定することについて検討するとともに、所有者・管理者に対しては、経年劣化による老朽化や損傷が著しい建築物等の適切な維持保全を促し、必要に応じて専門家等に相談するよう、広く働きかけをお願いします。

また、不具合等について報告があった建築物等や維持保全に関する準則又は計画が未作成の建築物等の所有者等に対し、再発防止策の検討や維持保全計画の作成等の指導等をお願いします。

○小規模な雑居ビル等の適切な維持保全

令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災を契機に行った緊急立入検査では、比

較的小規模な雑居ビル等においても堅穴区画や直通階段等の建築基準法令違反や不十分な維持管理状態のものが一定数存在することが明らかとなりました。これを受け、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 34 号）により、特定行政庁が指定できる定期調査報告の対象を、事務所その他これに類する用途に供する建築物にあっては、「階数 5 以上で延べ面積が 1,000 m²を超えるもの」から「階数 3 以上で延べ面積が 200 m²を超えるもの」に見直しています。

各特定行政庁におかれては、管内の建築物の建築の動向やその他の事情を勘案しつつ、事務所その他これに類する用途に供する建築物を定期調査報告対象に指定することや、既に指定している場合には指定範囲の拡大について検討するとともに、継続的な違反等の確認及び是正指導に取り組むようお願いします。

○防災査察の機会を捉えた是正指導

令和 7 年 8 月 18 日に大阪市中央区宗右衛門町で発生したビル火災を踏まえ、通知を发出しているところですが、各特定行政庁におかれては、屋外広告物の設置事業者等に対して、建築基準法令への適合及びその確認の重要性並びに手続の徹底についての周知・指導の徹底や、屋外広告物条例に基づく許可の申請の際に、疑義がある場合は設置事業者等に確認し、建築主務部局に情報共有を行うこと等、関係部局間で適切に連携頂くようお願いいたします。また、当該火災が発生した地域と類似の地域を対象に法適合性について実態を把握し、不適合があった場合は是正指導をお願いします。

（6）吹付けアスベストの飛散防止対策に関する使用実態把握の徹底等

○使用実態把握の徹底

吹付けアスベストの飛散防止対策については、対策状況について未報告の建築物や対策未実施の建築物が一定数残っていることから、所有者等が不明の建築物について所有者等の特定に努めるとともに、未報告の建築物の所有者等に対する報告の督促、問題がある建築物の所有者等に対する建築基準法第 9 条及び第 10 条に基づく是正指導を徹底してください。また、既存建築物が空き家となった場合は当該建築物等の所有者に対し適正な維持保全を求めるほか、危険性が高い建築物については当該施設の使用を停止させてください。特に、災害時の避難所として指定されている公共建築物については、重点的な点検の実施、同法第 18 条の通知・要請等により、対策の徹底を図るようお願いします。

また、民間建築物に係るアスベスト調査台帳（以下「調査台帳」という。）の整備については、小規模建築物を含めた調査台帳の整備に未着手の地方公共団体や、使用実態の把握まで至っていない地方公共団体が一定数残っていることから、小規模建築物を含めた調査台帳の整備を積極的に進めるとともに、使用実態の調査・除去等の対策の推進をお願いします。なお、調査台帳の整備及び情報の更新にあたっては、確認台帳、定期報告台帳、登記簿情報等を活用するほか、適宜、環境部局その他の関係部局とも情報共有を図るようお願いします。

○補助・融資等を活用した積極的な支援の実施

吹付けアスベストの実態調査（アスベスト対策に係る建築物のデータベース作成を含む）及び除去等については、住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）による支援が可能です。

各地方公共団体におかれては、補助や融資等による支援に積極的に取り組むとともに、民間建築物の所有者等に対して当該補助制度を周知し早期の対応を促すようお願いします。

（7）工事現場の危害の防止の徹底

以下に示すこれまでに周知した「建築物防災週間における防災対策（工事現場の危害防止）の推進について」（平成 23 年 8 月 24 日付け国住防第 4 号）等における危害防止策等の例について工事施工者等に広く周知するなど必要な対策を講じるようお願いします。

工事現場における事故を踏まえた危害防止策の例

- 除却工事における外壁等の倒壊を防止するため、
 - ・外壁は1枚壁（屏風状）にならないよう、L字又はコの字形に各辺偏りなく構造的に不安定にならないように残すこと。
 - ・外壁が構造的に不安定となる場合は、あらかじめ外壁の固定に適した複数の重機でつかんで押さえる場合であっても、十分な安全係数の逆転防止用ワイヤーロープを複数張るなどして外側への倒壊防止を徹底すること。
 - ・残っている壁は大割とせず、小割にて破砕すること。
- 杭抜き重機の解体作業においてケーシングが倒れないようにするため、適正な耐荷重のワイヤーを十分点検した上で使用するとともに、ワイヤーを傷めないようにケーシングの適正な位置にかけること。
- クレーンの腕（ブーム）の後方への倒壊を防止するため、過巻停止装置が正常に作動することをこまめに点検すること。
- 工作物についても、解体作業において敷地外への倒壊を防止するため、工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択、施工計画の作成及び工事の実施を適切に行うこと。
- 工事における危険箇所や作業方法等を作業員全員が共有するよう徹底するとともに、作業員等への安全教育の実施及び安全確認の徹底を図ること。
- 足場解体時の荷下ろし作業における公衆災害を防止するため、足場材の落下防止措置を講ずるとともに、防護ネット内にて荷下ろしができる計画を優先する等の措置を講ずること。
- アース・オーガー等の基礎工事用機械の転倒を防止するため、直近の天候も考慮して地盤の状況及び安全性の確認を徹底するとともに、適切な敷板、敷角等の敷設や地盤改良等の措置を講ずること。
- 解体工事において敷地外への外壁等の倒壊を防止するため、解体工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択、施工計画の作成及び工事の実施を適切に行うこと。
- 落下物に対する防護ネットの固定具が落下又は飛散しないよう適切に設置すること。
- 除却工事におけるパラペット等の倒壊を防止するため、あらかじめパラペット等の固定に適した複数の重機で押さえる場合であっても、十分な安全係数の逆転防止用ワイヤーロープを複数張るなどして外側への倒壊防止を徹底すること。

特定行政庁等より報告を受けた建築物及び昇降機等事故一覧

(対象期間) 令和8年上半期(1月1日～6月30日)に国土交通省へ報告のあった事故

○建築物

発生年月日	発生場所	事故の概要	人身被害の程度
R8. 1. 11	北海道内	1.5m 四方の倉庫屋根が飛散した。	なし
R8. 1. 11	北海道内	屋上部分にある屋外広告物の一部が剥離し地上に落下した。	なし
R8. 1. 11	北海道内	強風により屋根のアルミ笠木(幅約 2m、重さ約 5kg)が外れ、歩道に落下した。	なし
R8. 3. 5	栃木県内	商業施設敷地内の看板が転倒し、3名が負傷した。	重傷 1 名 軽傷 2 名
R8. 5. 25	神奈川県内	外壁タイル(幅 2.5m×高さ 2m程度)がモルタル下地ごと剥離し、駐輪場屋根に落下した。	なし
R8. 6. 26	栃木県内	建築物の外壁が落下し、通行人 2 名が負傷した。	軽傷 2 名

○エレベーター

発生年月日	発生場所	事故の概要	人身被害の程度
R7. 10. 19	神奈川県内	かごが最上階フロア+490mm のところで停止し、突き上げ状態となっていた。	なし
R8. 2. 22	東京都内	4 階から展望デッキを結ぶエレベーターが途中で停止し、乗客 20 名が閉じ込められ、外部との連絡装置が通じなくなっていた。	なし
R8. 6. 24	兵庫県内	エレベーターから降りる際に、かご床とホールとの間に 9cm の段差が発生し、躓いて転倒した。	軽傷 1 名

○エスカレーター

発生年月日	発生場所	事故の概要	人身被害の程度
R8. 2. 2	東京都内	駅構内(ラチ内)設置の上りエスカレーターにおいて発煙が発生した。	なし

○遊戯施設

発生年月日	発生場所	事故の概要	人身被害の程度
R7. 9. 20	群馬県内	【ウォーターシュート】 客席の手摺の溶接部が外れ、乗客の左手親指と人差し指の間の皮膚が挟まった。	軽傷 1 名

発生年月日	発生場所	事故の概要	人身被害の程度
R8. 3. 28	神奈川県内	【オクトパス】 ゴンドラのシートベルトが半差し状態のまま運転し、運転終了後、乗客が自身でシートベルトを外し降車してしまった。	なし
R8. 4. 21	東京都内	【コンドル】 客席を上げた状態で点検作業をしていたところ、客席が落ちてきて作業員が塔体と客席の間に挟まれた。	死亡 1 名
R8. 6. 6	愛知県内	【ウォーターシュート】 水路の瞬間的な水位低下検知により安全装置が作動し、ベルトコンベア前に停止していたボートと水流で流れていたボートが衝突した。	軽傷 1 名

○違法設置エレベーター

発生年月日	発生場所	事故の概要	人身被害の程度
R8. 4. 28	広島県内	かご枠と 2 階床の間に利用者の体が挟まれた。	死亡 1 名